

豊橋市河川等公共物の管理に関する条例第7条（使用料の減免）の規定に基づく減免要綱

豊橋市河川等公共物の管理に関する条例（昭和44年条例第19号。以下「条例」という。）第4条の規定により使用等の許可を受けた物件（以下「使用物件」という。）にかかる条例第7条の規定に基づく使用料の減免について次のとおり定める。

1. 使用料の減免率

適用を受ける使用者又は物件	減免率(%)	備考
(1) 河川法（昭和39年法律第167号）第95条に規定する国の行う事業 (2) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第1条の3に規定する地方公共団体の行う事業 (3) 地方財政法（昭和23年法律第109号）第6条に規定する公営企業にかかる事業 (4) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第2条各号の規定に基づく国公立の学校の行う事業 (5) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第7条に規定する国公立の児童福祉施設の実行	100%	
(6) 土地改良法（昭和24年法律第195号）第2条第2項に規定する土地改良事業 (7) 独立行政法人水資源機構法（平成14年法律第182号）第3条に規定する独立行政法人水資源機構の実行		
(8) 水道法（昭和32年法律第177号）第6条に規定する市町村以外の者の行う水道事業（簡易水道事業） (9) 個人の飲用のためのもの		
(10) 宗教法人法（昭和26年法律第126号）第4条に規定する宗教法人の実行のもの (11) 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条又は第14条に規定する許可を受けた者の行う事業		

<p>(12) 独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第2条に規定する独立行政法人都市再生機構の行う事業</p> <p>(13) 鉄道事業法（昭和61年法律第92号）第2条又は軌道法（大正10年法律第76号）第1条に規定する鉄道事業又は軌道事業</p> <p>(14) 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成26年法律第69号）第2条に規定する公益社団法人及び公益財団法人の行う事業</p> <p>(15) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成14年法律第180号）第2条に規定する独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構の行う事業</p> <p>(16) 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第17号に規定する電気事業者及び電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第2条第5項に規定する電気通信事業者の上空横断の電線又は電話線</p> <p>(17) 日本国有鉄道改革法（昭和61年法律第87号）第11条に規定する承継法人の行う事業</p> <p>(18) 使用物件たる電柱又は電話柱を支えている支柱</p> <p>(19) テレビ用アンテナ</p> <p>(20) 自治会又は町内会等が設置するもののうち公共性又は公益性を有するもの</p> <p>(21) 無料で不特定多数の者に開放している公園、広場又は運動場</p> <p>(22) 花壇、フラワーボックスなどで営利目的がなく河川等の美化に著しく寄与するもの</p> <p>(23) 個人又は法人の設置する上空横断の索道</p> <p>(24) 個人又は法人の設置する上空横断の電線または通信線のうち営利を目的としないもの 〔有線電気通信法（昭和28年法律第96号）第3条又は有線テレビジョン放送法（昭和47年法律第114号）第3条に規定する事業者を除く。〕</p> <p>(25) 古くから地方の慣習による信仰の対象になっているもの</p> <p>(26) ガス管の専用住宅への引込埋設管</p>		
---	--	--

(27) 営利を目的としない個人の乗入口、給排水管等		
(28) 道路区域外であるものの、現況道路形態と認められる乗入口 (29) 台帳地目が公衆用道路である水路に架かる乗入口 (30) 電柱又は電話柱を支える支線 (31) 道路管理者の設ける標識若しくは街灯又は公安委員会が設ける標識若しくは信号機を添架する電柱又は電話柱 (32) 個人の農業用の乗入口 (33) 水路の寄附に係る用地内の乗入口、給排水管等 〔但し、開発行為による帰属及び交換に伴う寄附等を除く〕		
(34) その他市長が定めるもの	別に市長 が定める	

2. 使用物件の内、市街化区域内で条例別表第1の農地又は採草牧草地として使用する場合及びその他の目的に使用する場合の減免額は、同表に定める使用料の額から、同表中Aを固定資産評価額より算出される固定資産税課税標準額の価格に置き換えて得られる額を差し引いた額とする。

附 則

この要綱は、平成10年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

この要綱は、平成30年7月1日より施行する。